

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業 運営規程

相談支援センター福路 (特定相談支援事業・障害児相談支援事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社悠真が設置する相談支援センター福路（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適正な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。また、地域生活支援拠点としての機能を果たし、利用者やその家族に対して地域に根ざした生活支援、社会参加の促進、及び自立支援を行うことを通じ、地域社会全体の福祉向上に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、地域生活支援拠点としての機能を発揮し適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとし、とし、地域生活支援拠点としての役割を果たすために地域住民のニーズに応える支援を行う。

5 事業所の従業者は、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援センター福路
- (2) 所在地 新潟県新潟市西蒲区竹野町3042番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1人以上
利用者等からの生活全般に関する相談に応じるとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成に関する業務及びモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、緊急時は携帯電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること
- (4) 利用者等の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること
- (5) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案（以下「サービス等計画案等」という。）を作成すること
- (6) サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容について意見を聴取すること
- (7) サービス等利用計画案等を利用者等に説明し、文書により同意を得ること
- (8) サービス等利用計画等を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出すること
- (9) モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画等の実施状況の把握を行うこと。
- (10) 必要に応じ、サービス等利用計画等の変更を行うこと。

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領の手続きによらない利用者等に対し指定計画相談支援等を提供した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項及び児童福祉法第24条の26第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通

機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所

の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定計画相談支援等を提供した場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。

- (1) 片道30キロメートル未満 (往復600円)
- (2) 片道30キロメートル以上は、1km毎に20円増しとする。

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、新潟市中央区・西区・南区・西蒲区、燕市、三条市とする。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第9条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者、精神障害者、聴覚障害者、知的障害者、難病等対象者
- (2) 障害児

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決及びハラスメント対策)

第11条 提供した指定計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため
に、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定計画相談支援等に關し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第
10条第1項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の
物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その
他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調
査又はあっせんにできる限り協力する。

(研修)

第12条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備す
る。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 繼続研修 協働事業所 相談支援センター福路と一緒に定例会議を毎週開催する
事例検討会議 2回/月 定期的確認会議 1回以上/月

(秘密保持)

第13条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしては
ならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった
後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族
の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 指定計画相談支援等の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、ここの
障がい者等ごとに記載した相談支援台帳等の記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものと
する。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟市及び支給決定をした市
町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用その他必要な事項を記録する。

3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なう事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(非常災害等対策)

第17条 事業者は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について業務継続計画（BCP）を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため定期的に避難訓練などを実施する。

2 業務継続計画（BCP）は、以下の2つの事態に対応するものとする。

① 非常災害時

② 感染症蔓延時

3 事業者は、感染症の予防及び蔓延の防止のため以下の措置を行う。

① 感染対策委員会を設置する

② 平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及び蔓延の防止のための指針」を策定する

③ 「感染症の予防及び蔓延の防止のためのマニュアル」を策定する

従業員に対し、平常時及び発生時の対応に関する研修等を定期的に行う

（24時間連絡できる体制）

第18条

① 連絡手段の確保

② 各事業所に24時間対応の担当者を確保し、その連絡先情報を共有する。担当者が不在の場合は代替連絡先を双方の管理者とする

③ 月1回の定期的な会議（オンラインまたは、対面）を開催し進捗状況や問題点を共有し、報告書を作成する

④ 訓練・教育連絡手段や緊急時の対応方法について、緊急連絡フローチャートの理解を深めるためのシミュレーションを行う

⑤ 定期的に連絡体制の評価を行い、改善点を見つけ、必要に応じて体制を見直す

(その他の事項)

第19条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社悠真と合同会社はなはなの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 当事業所は、計画相談及び児童計画相談支援事業所である相談支援センター福路と協定を締結し、計画相談事業を一体的に協力ししていくものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年3月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月11日から施行する。
この規程は、令和7年10月1日から施行する。